

昭和五十六年法務省令第五十九号

被収容者処遇規則

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の七第六項及び第六十二条の規定に基づき、被収容者処遇規則の全部を改正する省令を次のように定める。

被収容者処遇規則の全部を改正する省令

被収容者処遇規則（昭和二十六年外務省令第二十一号）の全部を次のように改正する。

（目的） 第一章 総則

この規則は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）により入出国者収容所又は収容場（以下「収容所等」という。）に収容されている者（以下「被収容者」という。）の人権を尊重しつつ、適正な処遇を行うことを目的とする。

（生活様式の尊重） 第二条 入国者収容所長及び地方出入国在留管理局長（以下「所長等」という。）は、収容所等の保安上支障がない範囲内において、被収容者がその属する国の風俗習慣によつて行う生活様式を尊重しなければならない。

（意見聴取等） 第二条の二 所長等は、被収容者からの処遇に関する意見の聴取、収容所等の巡視その他の措置を講じて、被収容者の処遇の適正を期するものとする。

（収容所等の構造及び設備） 第三条 収容所等の構造及び設備は、被収容者の健康及び収容所等の秩序を維持するため、通風、採光、区画及び使用面積等に配慮するとともに、被収容者の逃走、奪取、暴行、自殺その他の事故（以下「保安上の事故」という。）を防止するため、堅固で看守に便利なようにしなければならない。

2 収容所等には、地震、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に備え、非常口を設け、かつ、警報ベル、消火器、避難器具等を備えておかなければならぬ。

（帳簿の備付） 第四条 収容所等には、次に掲げる帳簿を備え、所定事項を記録しておかなければならぬ。

一 別記第一号様式による被収容者名簿

二 別記第二号様式による看守勤務日誌

三 別記第三号様式による被収容者診療簿

四 別記第四号様式による被収容者面会簿

五 別記第五号様式による被収容者郵便物発受

（信簿）

六 別記第六号様式による被収容者給検食簿
七 別記第七号様式による被収容者物品貸与簿
八 別記第八号様式による被収容者物品貸与簿

（収容区分） 第五条 男子と女子とは、分離して収容しなければならない。ただし、所長等が被収容者の保護又は看護のため必要があると認めるときは、この限りでない。

（適法な収容） 第六条 所長等は、新たに収容される者を収容所等に収容するときは、その収容が適法であることを確認しなければならない。

（遵守事項） 第七条 収容所等の安全と秩序を維持するため及び収容所等における生活を円滑に行わせるため必要な被収容者の遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）は、次のとおりとする。

一 逃走し、又は逃走することを企てないこと。
二 自損行為をし、又はこれを企てないこと。
三 他人に対し危害を加え、又は危害を加えることを企てないこと。
四 他人に対する迷惑行為をしないこと。
五 収容所等の設備、器具その他の物を損壊をしないこと。
六 許可を得ないで、外部の者との物品の接受をしないこと。
七 囚器、発火物その他の危険物を所持、使用しないこと。

（物品の領置） 第八条 所長等は、前項の規定により預り証を交付しなければならない。

（被収容者の申出） 第九条 所長等は、収容所等の保安上又は衛生上必要があると認め、被収容者の物品を領置するときは、当該被収容者に別記第九号様式（甲・乙）による預り証を交付しなければならない。

（被収容者の承諾） 第十条 所長等は、前項の規定により領置した物品で滅失若しくは破損のおそれがあるもの又は保管に不便なもの、被収容者の承諾を得て廃棄し又は換価しない場合は、被収容者の代金を領置することができる。

（被収容者の返還申出） 第十一条 所長等は、前項の規定により領置した物品について、被収容者からその全部又は一部の返還申出があったときは、その申出を適当と認めたときに限り、これを許可することができる。

（指紋及び写真） 第十二条 所長等は、新たに収容される者を収容所等に収容するときは、十六歳未満の者を除き、入国情備官に指紋を探取させ、身長及び体重を測定させ、かつ、写真を撮影させなければならない。

（傷跡等の記録） 第十三条 入国情備官は、新たに収容される者の身体に傷跡その他の異状を発見したときは、その状況及び原因等を被収容者名簿に記録しなければならない。

（事故の防止等） 第十四条 入国情備官は、収容所等内外の巡視、見張り及び動しようを行い、被収容者の動静及び施設の異状の有無に注意を払い、もつて保安上の事故の防止に努めなければならない。

（看守） 第十五条 入国情備官は、被収容者を遵守させるため必要な指導を行うことができること。

（隔離） 第十六条 所長等は、保安上の事故又は非常災害の発生に備え、あらかじめ緊急連絡方法、避難計画その他所要の対策を講じ、隨時訓練を実施しなければならない。

（避難及び一時解放） 第十七条 所長等は、非常災害に際し、収容所等において避難の手段がないと認めるときは、被収容者を収容所等以外の適当な場所に護送しなければならない。

（所長等の職務執行） 第十八条 所長等は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をし、又はこれを企て、通謀し、あおり、そそのかし若しくは援助した場合は、期限を定め、その者を他の被収容者から隔離することができる。この場合において、所長等は、当該期限にかかるわらず、隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（所長等の職務執行） 第十九条 所長等は、被収容者名簿に記録された逃走に対する措置を講じたときに、直ちに所長等に報告しなければならない。

（所長等の職務執行） 第二十条 所長等は、新たに収容される者について異状を発見したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに所長等に報告しなければならない。

（所長等の職務執行） 第二十一条 所長等は、新たに収容される者について異状を発見したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに所長等に報告しなければならない。

（所長等の職務執行） 第二十二条 所長等は、新たに収容される者について異状を発見したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに所長等に報告しなければならない。

（所長等の職務執行） 第二十三条 所長等は、新たに収容される者について異状を発見したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに所長等に報告しなければならない。

（所長等の職務執行） 第二十四条 所長等は、新たに収容される者について異状を発見したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに所長等に報告しなければならない。

（所長等の職務執行） 第二十五条 所長等は、新たに収容される者について異状を発見したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに所長等に報告しなければならない。

（所長等の職務執行） 第二十六条 所長等は、保安上の事故又は非常災害の発生に備え、あらかじめ緊急連絡方法、避難計画その他所要の対策を講じ、隨時訓練を実施しなければならない。

（所長等の職務執行） 第二十七条 所長等は、非常災害に際し、収容所等において避難の手段がないと認めるときは、被収容者を収容所等以外の適当な場所に護送しなければならない。

（所長等の職務執行） 第二十八条 所長等は、保安上の事故又は非常災害の発生に備え、あらかじめ緊急連絡方法、避難計画その他所要の対策を講じ、隨時訓練を実施しなければならない。

（所長等の職務執行） 第二十九条 所長等は、保安上の事故又は非常災害の発生に備え、あらかじめ緊急連絡方法、避難計画その他所要の対策を講じ、隨時訓練を実施しなければならない。

（所長等の職務執行） 第三十条 所長等は、保安上の事故又は非常災害の発生に備え、あらかじめ緊急連絡方法、避難計画その他所要の対策を講じ、隨時訓練を実施しなければならない。

きは、病状により適當な措置を講じなければならない。

（検疫所及び税関への通報）

所長等は、新たに収容される者について、検疫又は税關検査を受けさせる必要があると認めるときは、検疫所若しくは保健所又は税關に通報しなければならない。

（身体、所持品及び衣類の検査）

所長等は、収容所等の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、入国情備官に被収容者の身体、所持品及び衣類の検査を行わせることができる。

（物品の領置）

所長等は、前項の規定において、護送するにとまらないときは、被収容者を一時解放することができる。

（所長等の職務執行）

所長等は、前項の規定により被収容者を一時解放するときは、被収容者に對し、出頭すべき日時及び場所を指定し、かつ、出頭を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（制止等の措置）

所長等は、前項の規定により被収容者を一時解放するときは、被収容者に對し、出頭すべき日時及び場所を指定し、かつ、出頭を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（所長等の職務執行）

所長等は、前項の規定により被収容者を一時解放するときは、被収容者に對し、出頭すべき日時及び場所を指定し、かつ、出頭を確保するため必要な措置を講じなければならない。

自ら当該被収容者を他の被収容者から隔離することができる。

第三十九条 所長等は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をするおそれがあり、かつ、他にこれを防止する方法がないと認められる場合は、必要最小限度の範囲で、入国警備官に、当該被収容者に対し戒具を使用させることができ。ただし、所長等の命令を受けるいとまがないときは、入国警備官は、自ら戒具を使用すること。

2 自己又は他人に危害を加えること。

3 収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること。

4 逃走すること。

（戒具の種類）

第二十条 戒具は、次の四種類とする。

- 1 第一種手錠
- 2 第二種手錠
- 3 第一種捕じよう
- 4 第二種捕じよう

第五章 給養及び衛生

（適正な給養等）

第二十一条 所長等は、被収容者の給養の適正と衛生の保持に努めなければならない。

（寝具の貸与）

第二十二条 被収容者に貸与する寝具は、次の品目とし、その数量及び貸与期間は、所長等が定める。

- 1 毛布又はふとん
- 2 まくら
- 3 まくらカバー
- 4 敷布

（衣類及び日用品の給与）

第二十三条 所長等は、被収容者が物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律（運動）二百二十九号）第三条第五号に該当する場合において、必要があると認めるときは、一定の衣類及び日用品を給与するものとする。

2 前項の規定により給与する衣類及び日用品の品目、数量及び使用期間は、所長等が定める。

第二十四条 被収容者に使用させる物品は、次に掲げるものとし、その品目、数量及び使用期間は、所長等が定める。

1 食卓	2 いす
3 食器	4 理容用具
5 運動用具	6 娯楽用具
7 図書	8 掃除用具
9 洗面用具	

第二十五条 被収容者に給与する糧食は、主食、副食及び飲料とする。

2 前項の主食は、被収容者の食習慣を勘案し、米、麦、パン及びめん類等とする。

（糧食のエネルギー）

第二十六条 被収容者に給与する糧食の一人一日当たりのエネルギーは、二千二百キロカロリー以上三千キロカロリー以下とする。

2 被収容者に給与する副食の栄養基準量は、出入口在留管理室長官が別に定める。

3 所長等は、医師の意見により、病者、老齢者、妊娠婦、授乳婦、乳児その他保健上特に必要があると認める被収容者の糧食のエネルギー及び副食の栄養基準量を適宜増減することができる。

第二十七条 所長等は、被収容者に糧食を給与するときは、これを検食しなければならない。

2 まくらカバー

（検食）

第二十八条 所長等は、被収容者に毎日戸外の適当な場所で運動する機会を与えるなければならない。ただし、荒天のときは又は収容所等の保安上若しくは衛生上支障があると認めるときは、この限りでない。

第二十九条 所長等は、被収容者の衛生に留意し、適宜入浴させるほか、清掃及び消毒を励行し、食器及び寝具等についても充分清潔を保持するよう努めなければならない。

第三十条 所長等は、被収容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適當な措置を講じなければならない。

（傷病者の措置）

第三十一条 所長等は、伝染病又は伝染性の病気が流行し、又は流行するおそれがあるときは、必要な予防措置を講じなければならない。

2 所長等は、前項の場合において、必要があると認めるときは、飲食物の授与、購入若しくは携帶等を禁止し、又は制限することができる。

（伝染病患者等に対する措置）

3 前項により、物品の種類を増加したときは、その種類を增加することができる。

4 所長等は、第一項の理容用具、運動用具及び娯楽用具については、被収容者の申出により、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認められる範囲内において、使用させるものとする。

第三十二条 所長等は、被収容者が伝染病又は伝染性の病気にかかったとき、又はその疑いがあるときは、直ちにその者を隔離するとともに、保健所に通報し、消毒を施す等適当な応急措置を講じなければならない。

第六章 面会、物品の授与及び通信

（領事官等との面会）

第三十三条 所長等は、被収容者に対し、次に掲げる者から面会の申出があつたときは、これを許可するものとする。

1 被収容者の国籍又は市民権の属する国の領事官

2 被収容者の訴訟代理人又は弁護人である弁護士（依頼によりこれらの者になろうとする弁護士を含む。）

3 所長等は、前項の規定により面会を許可するときは、時間及び場所その他面会について必要な事項を指定することができる。

（領事官等以外の者との面会）

第三十四条 所長等は、被収容者との関係及び面会の理由等を聽取し、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、面会を許可するものとする。

2 前項第二項の規定は、前項の面会について準用する。

3 所長等は、第一項の規定により面会を許可するときは、入国警備官を立ち会わなければならぬ。ただし、所長等が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（物品の購入）

第三十五条 所長等は、被収容者から衣類、日用品、飲食物その他の物品の自費による購入の申出があつたときは、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認める範囲内において、これを許可するものとする。

第三十六条 所長等は、被収容者に対し物品の授与の申出があつた場合又は送付があつた場合において、その物品を検査し、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、その授与を許可し、又はこれを交付しなければならない。

2 所長等は、前項の規定による検査の結果、収容所等の保安上又は衛生上支障があると認める物品があるときは、これを返還し、又は領置しなければならない。

3 第十一条第一項の規定は、前項の領置について準用する。

（通信文の発受）

第三十七条 所長等は、被収容者の発信する通信文を検閲した場合において、当該通信文の内容に収容所等の保安上支障があると認める部分があるときは、当該被収容者にその旨を告げてその部分を訂正させ、又はまつ消させた後発信させるものとし、その指示に従わないときは、これを領置するものとする。

2 所長等は、被収容者の受信する通信文を検閲した場合において、当該通信文の内容に収容所等の保安上支障があると認める部分があるときは、その部分を削除し、又はまつ消して当該被収容者に交付するものとする。この場合において、交付することが適当ないと認めるときは、これを領置するものとする。

3 第十一条第一項の規定は、前二項の規定により領置した通信文について準用する。

(出所者の確認)
第三十八条 所長等は、被収容者を仮放免、放免、移送又は送還により収容所等から出所させることは、人違いでないことを確認しなければならない。

(領置した物品の返還)

第三十九条 所長等は、被収容者を出所させるとときは、領置中の物品を当該被収容者に返還しなければならない。ただし、他の収容所等に移送するため出所させることは、移送先の入国者收容所又は地方出入国在留管理局に保管替をすることができる。

第八章 雜則

(外出)

第四十条 所長等は、被収容者から外出の申出があつた場合には、やむを得ない事由があると認めるとき限り、これを許可することができる。

2 所長等は、前項の許可により被収容者を外出させるときは、入国警備官に看守させなければならぬ。

(女子の被収容者に関する特則)

第四十一条 所長等は、女子の被収容者の身体及び衣類の検査並びに入浴の立会は、女子の入国警備官に行わせなければならない。ただし、女子の入国警備官が不在の場合は、入国警備官以外の女子の職員を指名して、その者に行わせることができる。

2 所長等は、前項本文に定める場合のほか、女子の被収容者の処遇については、女子の入国警備官に行わせるよう努めなければならない。

(被収容者の申出に対する措置)

第四十二条 入国警備官は、被収容者から処遇に関する申出(次条第一項の規定によるもの)を除く。その他法令に定める請求又は申出があつたときは、直ちに所長等に報告しなければならない。

2 所長等は、前項の報告があつた事項について、速やかに処理し、その結果を当該被収容者に知らせるものとする。

(不服の申出)

第四十三条 被収容者は、自己の処遇に関する入国警備官の措置に不服があるときは、当該措置があつた日から七日以内に、不服の理由を記載した書面により所長等にその旨を申し出ることができる。

2 所長等は、前項の規定による申出があつたときは、速やかに必要な調査を行い、その申出があつた日から十四日以内に、その申出に理由があるかどうかを判定して、その結果を書面により前項の規定による申出をした者(以下「不服申出人」という。)に通知しなければならない。

ただし、不服申出人がその通知を受ける前に出所している場合には、第一項の申出があつた日から十四日以内に、その者が出所前に所長等に届け出た出所後の住所、居所その他の場所に通知を発することができる。

3 前項の規定による通知に係る書面には、不服申出人が収容中である場合に限り次条第一項の規定による異議の申出をすることができる旨を記載しなければならない。

(異議の申出)

第四十四条 所長等は、保安上の事故又は非常災害が発生したときは、当該事件の内容及びこれに対してもつた措置を直ちに出入国在留管理局長官に報告しなければならない。

(出入国在留管理局長官への報告)

第四十五条 所長等は、保安上の事故又は非常災害が発生したときは、当該事件の内容及びこれに対してもつた措置を直ちに出入国在留管理局長官に報告しなければならない。

(委任事項)

第四十六条 この規則は、収容令書又は退去強制令書により収容所等以外の場所に収容されている者の処遇について準用する。

(委任事項)

第四十七条 所長等は、前項の規定による申出があつたときは、速やかにその申出に理由があるかどうかを裁決して、書面により所長官に送付するものとする。

2 所長等は、前項本文に定める場合のほか、女子の入国警備官に行わせなければならない。ただし、女子の入国警備官が不在の場合は、入国警備官以外の女子の職員を指名して、その者に行わせることができる。

2 所長等は、前項本文に定める場合のほか、女子の入国警備官に行わせなければならない。

(被収容者の申出に対する措置)

第四十八条 入国警備官は、被収容者から処遇に関する申出(次条第一項の規定によるもの)を除く。その他法令に定める請求又は申出があつたときは、直ちに所長等に報告しなければならない。

2 所長等は、前項の報告があつた事項について、速やかに処理し、その結果を当該被収容者に知らせるものとする。

(死亡)

第四十九条 所長等は、被収容者が死亡したときは、直ちに医師の検査を求める等適切な措置をしておかなければならぬ。

2 所長等は、被収容者が死亡したときは、死亡の日時、病名、死因等を速やかに親族又は同居者ができる。

者等に通知し、これに遺体及び遺留品を引き渡さなければならない。この場合において、親族又は同居者等から依頼があつたときその他相当と認めるときは、遺留品を廃棄することができる。

3 所長等は、遺体を引き取る者がないときは、市町村長に対し、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第九条の規定による埋葬又は火葬を依頼しなければならない。

(出入国在留管理局長官への報告)

第四十条 所長等は、保安上の事故又は非常災害が発生したときは、当該事件の内容及びこれに対してもつた措置を直ちに出入国在留管理局長官に報告しなければならない。

(委任事項)

第四十一条 所長等は、保安上の事故又は非常災害が発生したときは、当該事件の内容及びこれに対してもつた措置を直ちに出入国在留管理局長官に報告しなければならない。

(委任事項)

第四十二条 所長等は、前項の規定による被収容者処遇規則(次条において「旧処遇規則」という。)別記第一号様式の被収容者名簿の書面及び別記第四号様式の面会簿の書面とみなす。

2 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年三月二六日法務省令第一〇号)

この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年二月二一日法務省令第一〇号)

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年八月一八日法務省令第七〇号)

この省令は、平成十年九月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日法務省令第二号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月二八日法務省令第七五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二六日法務省令第四三号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月二八日法務省令第七五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年二月二六日法務省令第一〇号)

この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二四年二月二六日法務省令第一〇号)

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年二月二六日法務省令第一〇号)

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年二月二六日法務省令第一〇号)

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年二月二六日法務省令第一〇号)

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年二月二六日法務省令第一〇号)

この省令は、平成二十年六月十九日から施行する。

附 則 (平成二九年五月二九日法務省令第二号)

この省令は、平成二十一年三月一五日から施行する。

附 則 (平成二九年五月二九日法務省令第二号)

種類	第一手錠	第二手錠	第三手錠	第四手錠	第五手錠	第六手錠
形狀は、別図のとおり。						

別表（第二十条関係）

別記第一号様式（第四条関係）

被収容者名簿			
通名	姓氏	性別	年齢
生年月日	年月	成	年月日
種族	民族	人種	年月日
国籍・地域			
本籍地(日本国外在留の場合は在留地)			
身長	左	右	年月日
体格	左	右	年月日
性別	左	右	年月日
年齢	左	右	年月日
病歴	左	右	年月日
本籍ににおける既往			
身元保証人			

被収容者名簿		
被収容者登録番号	出入居在留管理局	
被収容者登録番号	年月日	
備考		

別記第一号様式（第四条関係）



第一種捕縛による同一のものとする。

第一種捕縛によつて、たゞ、繩の中芯に長さ十センチメートル以下の開閉式金具を設けたものとする。

第一種捕縛に金属製ワイヤーを通し、繩の一端に長さ一メートル以下で長さ六メートル以下の麻又は化学織維製の繩とする。

第一種捕縛に金属製ワイヤーを通し、繩の一端に長さ六メートル以下で長さ三ミリメートル以上十五ミリのものとする。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際に行われているこの省令による改前とのそれぞれの省令（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請、申出その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）はこの省令による改正後のそれぞれの省令（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条 この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され、証印され、作成され又は発付された通知書、証明書、命令書、許可書、証印、調書、収容令書、退去強制令書その他の文書の効力については、なお従前の例による。

(第二条の規定による被収容者処遇規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この省令による改正後の被収容者処遇規則第四十一条の三の規定は、この省令の施行後にされた被収容者処遇規則第四十一条の二第二項の規定に基づく判定に係る異議の申出について適用し、同日前にされた被収容者処遇規則第四十一条の二第二項の規定に基づく判定に係る異議の申出については、なお従前の例によることとする。

別記第二号様式（第四条関係）

年月日							
曜日、天候							
看守勤務日誌							
階級 氏名 印							
勤務者							
区分時間	見張り	勤怠	休憩	区分時間	見張り	勤怠	休憩
勤務				勤務			
見張り				見張り			
勤怠				勤怠			
休憩				休憩			
区分時間				区分時間			
見張り				見張り			
勤怠				勤怠			
休憩				休憩			

別記第二号様式（第四条関係）

被収容者診療簿	受診者氏名	察号
決裁		
診療年月日		
病名		
診療結果		
診療医師氏名印		
立会者		
備考		

決裁							
診療年月日							
病名							
診療結果							
診療医師氏名印							
立会者							
備考							

別記第三号様式（第四条関係）

別記第四号様式（第四条関係）

別記第四号様式（第四条関係）

被取容者面会簿		被取容者名		寮号					
決裁									
国籍									
面会者氏名									
性別年齢		男・女歳		男・女歳					
会住所									
職業									
番号									
関係									
用件									
立会者									
面会時間		自至	月時	日分	自至	月時	日分		
備考									

決裁									
国籍									
面会者氏名									
性別年齢		男・女歳		男・女歳					
会住所									
職業									
番号									
関係									
用件									
立会者									
面会時間		自至	月時	日分	自至	月時	日分		
備考									

別記第五号様式（第四条関係）

被取容者郵便物発受信簿		被取容者名		寮号			
決裁							
月日							
区分							
種別							
発信者は受信者の住所・氏名							
備考							

決裁							
月日							
区分							
種別							
発信者は受信者の住所・氏名							
備考							

別記第六号様式（第四条関係）

被取容者給食簿							
年月日							
朝食				昼食			
食				食			
主食		副食		主食		副食	
飲料		飲料		飲料		飲料	
食				食			
主食		副食		主食		副食	
飲料		飲料		飲料		飲料	

朝食		昼食		検食意見			
朝食		昼食		検食意見			
朝食		昼食					
昼食							
夕食							

別記第七号様式（第四条関係）

被取容者物品貸与簿				被取容者氏名				寮号			
決裁				貸与年月日				品名			

別記第八号様式（第四条関係）

別記第八号様式（第四条関係）

別記第九号様式甲（第十一条関係）

別記第九号様式乙（第十一條関係）